

大和郡山市子ども・子育て会議
令和4年度 第1回会議

○開催日時

令和4年12月22日（木）午前10時～

○開催場所

大和郡山市役所 307会議室

○出席者 12名

乾委員、生田委員、仲村委員、高原委員、吉岡委員、藪田委員、河口委員、西田委員、
松井委員、小阪委員、木下委員、徳田委員

(敬称略 五十音順)

事務局 4名

○傍聴なし

○次第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 会長及び副会長選出
4. 議事

報告・説明事項

○改正児童福祉法について

○市内の保育・学童保育について

○その他

5. 閉 会

○議事

・開 会

ただ今より、令和4年度 第1回 大和郡山市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、ご多用の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、子育て支援課の平戸と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

〈資料確認〉

□机上

次第、【大和郡山市 子ども・子育て支援事業計画（第2期）】、改正児童福祉法について

要対協児童対策地域協議会の役割と市の実情・取り組みについて

名簿、座席表、ヤングケアラー講演会のチラシ

大和郡山市子ども・子育て会議の傍聴に関する基準

以上です。過不足なくございますでしょうか。不足の資料がございましたらお申し出下さい。

・公開・傍聴

また、会議は、公開で開催させていただいております。傍聴希望の申し出がございましたら、会長より皆様にお諮りし、ご承認頂ければ傍聴人の入場後、議事を進めていただく予定であります。

それでは、改めまして、大和郡山市 子ども・子育て会議委員をお願いしましたところ、公募委員をはじめ各団体からの推薦等により、お引き受けいただき誠にありがとうございます。申し遅れましたが、私は、本日の進行を務めさせていただきます、子育て支援課の平戸と申します。よろしく願いいたします。これより座って進めさせていただきます。

まず初めに、略式で誠に恐縮ではございますが、お手元に委嘱書をお配りさせていただいておりますのでご査収いただきますようお願いいたします。

さて、本日は1回目の会議でございます。はじめに、委員の皆様をお1人ずつご紹介させていただきます。なお、順不同でございます。便宜上お席の順にご紹介させていただきますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

では、ここでご出席の委員の皆様のご紹介をいたします。

～ご出席委員の紹介～

本日は、12名の委員の参加となり、過半数以上の方にご出席いただいておりますので、大和郡山市子ども・子育て会議条例第7条第2項に基づき、会議が成立する旨、ご報告させていただきます。

～事務局の紹介～

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

すこやか健康づくり部

子育て支援課 上谷課長でございます。

子育て支援課 森本係長でございます。

保育支援課 犬塚係長でございます。

続きまして、会長及び副会長の選任を行いたいと思います。子ども子育て会議条例第6条第1項により、会長及び副会長は、委員の互選により選出することと定められております。ご意見は、ございませんでしょうか。

高原委員：事務局案はどうですか。

事務局：事務局案でございますが、会長には、前回、副会長で、子どもサポートセンター代表の乾委員、副会長には公私立保育園園長会（私立）推薦の生田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

事務局：ありがとうございます。

それでは、会長には乾委員に、副会長には生田委員にご就任いただきたいと存じます。乾会長、生田副会長は会長席、副会長席にお移りいただきますようお願いいたします。それでは、まず、会長に就任されました乾会長からご挨拶を頂きたいと思います。

乾会長：ご立派な方、お揃いですが大役を仰せつかりまして大変恐縮しております。

大和郡山市も例にもれず少子化も進み、家庭状況また子供たちの状況、家庭環境等も非常に多様化しております。そんな中で、いろんな立場でおられます皆さんのご意見を聞きながらこの子ども子育て会議を進めていきたいと思っておりますので、どうかたくさんのご意見を出していただいて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございます。続きまして、副会長に就任されました生田副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

生田副会長：ただいま紹介いただきました生田と申します。僭越ですが、ご指名により副会長職を全うさせていただきたいと考えております。私は市内でやまこども園園長をさせていただいております。平素は園の運営にご理解いただきまして誠にありがとうございます。私も園長をしておりましてこの会議、子ども子育て会議にはとても注力しておりました。主に子どもたちのことであったり、また、学童保育のことであったり、いろんな内容、子どもたちに対する内容を議論されている中で、私たちの園でも卒園する子どもたちの多くが学童保育を利用される、またその中でいろんな内容っていうのを議事録から参考にさせていただいて保護者に伝えさせていただきます。そのような会議に参加させていただけるということとても光栄に思っております。これからの子どもたちの明るい豊かな社会であったり、また未来に希望が持てる大和郡山市になるように、この会議に尽力させていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございます。これからの議事につきましては、大和郡山市子ども・子育て会議条例に基づき、会長のもとで進めさせていただきます。乾会長、宜しく願いいたします。

乾会長：それでは、始めさせていただきますが、議事に入る前に、本日、当会議への傍聴申し出の状況について、事務局に報告求めます。

事務局：ご報告いたします。傍聴希望者は、おられません。

乾会長：今回は、傍聴希望者が、いらっしゃらないとのことなので、これより開会いたします。

【会長ご挨拶】

本日はお忙しいなか、お集まり頂きありがとうございます。

昨年度開催された3月の子ども・子育て会議から、早いもので9ヶ月あまりが過ぎました。

子どもを取り巻く環境は、厳しいものがあり、政府は、令和5年4月より、子ども家庭庁を創設し、子ども政策の充実を図っていかうと考えておられるようです。大和郡山市子ども・子育て会議においても、子育て支援において貴重なご意見をいただき、長きにわたりご活躍いただいた公募委員の方々の退任に伴い、先ほど、紹介がありましたが、保護者代表として、参加いただける委員を公募させていただきましたところ、選考の結果、新たに3名の方が委員となりました。

当会議において、皆様方からのご意見を賜り、今後大和郡山市の子育て支援に向けた取り組みにより、子育てをしやすい環境、また、子どもたちが希望を持って、未来に向かって輝いていけるような社会の実現につながればと思っておりますのでよろしく申し上げます。

乾会長：それでは、次第に従い、進めてまいります。

まず1番目です。改正児童福祉法についてです。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 別紙 子ども家庭庁及び子ども家庭センターについて説明

子ども家庭庁の創設について令和5年4月1日設立に設立されます。子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイントとして、子どもまんなか社会を目指すため子ども家庭庁が創設されます。

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を、我が国社会の真ん中に据える（「子どもまんなか社会」）、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押ししていくため新たな司令塔として、子ども家庭庁が創設されます。児童福祉法改正の趣旨といたしまして、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が、これまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うためとなっております。特に市町村が対応しなければならないこととして、子ども家庭センターの設置が求められており、令和6年4月施行予定になります。詳細についてですが、改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援

センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めるとなっております。こども家庭センターについて言いますと、こども家庭総合支援拠点（当市では、子育て支援課）、子育て世代包括支援センター（当市では、さんて郡山）において実施している相談支援等の取組に加え、新たに・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）を担うこととなっております。

民間団体等と連携しながら、多様な家庭環境に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るものです。また訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援など今後、必要に応じて、実施していくこととなっております。

以上でございます。

乾会長：ありがとうございました。

事務局より説明のありました、改正児童福祉法について、ご意見やご質問はございますでしょうか。

Q：平成6年にこども家庭センターとのことですが、現在こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの位置づけは？…

A：それを一本化、統合して新たに充実・強化を図るということになります。

Q：横のつながりとかも今以上に…

A：そういう風にすすめさせていただこうかと思っています。今も十分、連携、会議等で、情報共有もしておりますしてシステムのにも、IT関係も連携できるように整っているんです。

国の求めるところについては、もうかなりの部分が、先行してできているのかなと思ってるんですけど、さらに充実するということが国が目指すものにしていこうということになります。

Q：こども家庭センターというのが、いま保健センターで、子どもさんが生まれたばかりの子と小学校上がるまでの子どもさん、18歳未満を対象にということで、いろいろと縦割り行政で、厚生労働省と文部科学省との間を、その隙間のお子さんも手を差し伸べるという意味で、先ほどの説明にあったすべての子どもさんというのは、どういう意味ですか…

A：そうですね。今まで、制度の狭間で行き届かなかったところについても、フォローをしていこうということなんです。今ちょっと話題になってますヤングケアラーとかですね、実際に小さい子ども、小学校や中学校の子が親御さんの面倒を見たり、兄弟の面倒を見たりというようなケースで、今までそこは、

制度の狭間で支援が行き届かなかった部分もあるんですけど、そういう面、養育困難者に対してフォローしていこうというのがこの主旨かなと思っております。

Q：また直近になりましたら、またもっと具体的な案が出てくると思うのですが…

A：そうですね。まだこちらのほうも今年8月末によく政府から説明がございまして、また来年度、法改正とかもあるようで、なので今後、国からの情報が県を通じておりてきて、皆さんに、次回の会議とかにも、重要な情報があればお伝えできればと思います。

それでは、報告・説明事項①につきましては、以上で終了します。
次に2番目です。「市内の保育・学童保育について」事務局より説明をお願いします。

《事務局説明》

ではまず、市内の学童保育所についてご報告させていただきます。

「放課後児童クラブ（放課後健全育成事業）」と書かれました一枚の資料をご覧ください。

現在の本市の学童保育所につきましては、市内11校区すべてにあり、公設民営の学童保育所が資料の上から記載されている22支援単位、また、一番下に記載されております、今年度、開設されました民設民営の学童保育所が1支援単位の計23支援単位で運営されているところであります。少子化にもかかわらず共働き夫婦の増加等もあり、利用児童数は増加傾向となっております。

次に学童保育所の動向といたしましては、保護者会運営となっている公設民営の学童保育所における保護者の負担軽減を目的として、過去2年にわたり運営協議会の設立に向けた説明会を開催していましたが、結果的には設立には至りませんでした。そのため、令和4年4月から希望する各学童保育所の主任級支援員8名を委員とする大和郡山市放課後児童クラブ実務者会議を開催し、今解決すべき課題について協議・整理を行うことに加え、各学童保育所の地域性・独自性を尊重した運営支援を行うことを目的とした、（仮称）大和郡山市放課後児童クラブサポートセンターの設置に向け、現在、協議を進めているところでございます。

続きまして、保育支援課から市内の保育についてご報告させていただきます。

お手元資料、「大和郡山市内認可保育園・認定こども園一覧」をご覧ください。

認可保育園は、保護者の就労などにより保育の必要性が認められる小学校就学前の児童を保育する施設です。認定こども園は、保育園と幼稚園の機能を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

大和郡山市内には、認可保育園・認定こども園合わせて18施設ございます。

ここ数年の間に認定こども園への移行が進み、直近では令和3年度に平和認定こども園、郡山西こども園、いずみこども園、はぐみこども園、大和郡山カトリック幼稚園の5園が認定こども園となっております。現在18施設の内、6施設が保育園、12施設が認定こども園となっており、公立・民立の内訳は、

公立園 8 園、私立園 10 園となっております。裏面に本 18 施設のマップを掲載となっております。

次に、今年度から新たに取り組んでいる事業についてご報告させていただきます。

まず、病児保育事業の取り組みについて、ご報告いたします。

現在、市内には、病気の回復期にある児童を預かる「病後児保育」を民立認定こども園「郡山東こども園」において実施していただいております。

本病後児保育に加えて、回復期に至らない児童を一時的に預かる「病児保育」を新たに開始いたします。

現在、大和郡山病院において、病院敷地内での令和 5 年秋の開設に向けて、準備を進めているところでございます。

子どもが熱を出したが、仕事を休むことができないときなどに安心して預けられる場所づくりを目指しています。

次に公立園の取り組みとして、紙オムツの自園処理について、ご報告いたします。

本取り組みは、これまで保護者にお持ち帰りいただいていた使用済みの紙オムツを各園で処理するもので、令和 4 年 4 月 1 日からスタートいたしました。

保護者、保育士の負担軽減を目的に実施いたしました。保護者の方から非常に助かりますと好評のお声をいただいております。

今後も、子育て世代にやさしい、子育てしやすい保育環境の整備に努めてまいります。

乾会長：ありがとうございました。事務局より、説明のありました「市内の保育と学童保育について」ご意見やご質問はございますでしょうか

Q：学童保育の大まかな人数はわかりますか。各学童保育の児童数…

A：市内で、7 月現在になるんですけれど、全部で 885 名の方が登録されておられます。

1 支援単位はだいたい 20 名から多いところで、50 名以上 60 名程度の児童さんがおられるという状況になっております。

Q：よく新聞のチラシに学童保育の先生の募集が入っているんですけれど、子どもたち何人に対して先生が何人とかってというのは十分な数で子どもたちを見守っていける…？

A：そうですね。運営の基準といたしましては、1 支援単位に 2 名以上の支援員もしくは補助員をつけるというルールになっております。

市内ではそういった基準を満たして運営しております。

利用児童数の増加に伴って支援単位を分けたり支援員さんの確保については課題になっているという

ことは事実でございます。

Q：すべての情報に詳しいわけではないので印象論での質問になってしまうのですが、保育園・認定こども園について質問です。

私の世代のお父さん、お母さんと話をすると、保育園には、いわゆる待機児童で入れなかったり、一方で幼稚園では場所にもよるが人数が激減していて、団体での生活がしにくくなっている園があるのかなと思います。

こども園化が進んでいるのは本当にありがたいが、近隣の市町村に比べると、あともう少し進めていただければ、団体教育を学べる機会が増えるのではないかと思います。そのあたりが今後、どういう風に発展していくのかということを知りたい。

A：保育園から認定こども園への移行がここ数年で進んでいる状況です。

認定こども園の一つのメリットとしては、幼稚園型で入られた場合でも保護者の方の仕事の状況にあわせて保育園型に移行できることです。そのため幼稚園よりも認定こども園に多くのお申し込みがあります。少子化が進む一方で保育園、認定こども園の申し込みが増えている状況の中で、保育士の確保ができないことには待機の解消や認定こども園のメリットを生かすことができないため、まずは保育士の確保が課題となり、そこについて進めているという状況になります。

Q：とはいえ、子どもの1年は待ったなしの状況です。その1年、入れるか入れないかで子どもの成長は変わってくる。日々ご協力いただいているが、子どもの1年が待ったなしの状況であるということを知っていただきたい。よろしくお願いします。

会長：以前から保育士さんが少ないというのはずっと言われています。退職された保育士さんも復帰されたり、短時間で保育園にお手伝いに行かれたりしているが、なかなか継続して保育士という仕事をしていくのは難しいようです。全国的に保育士さんの労働環境等の改善が言われているのでその点もふまえて市には新たに募集をしていただきたいと思います。

Q：この会議の主旨、この計画の立ち位置と今後の工程と、皆さんの役割を説明していただきたい。

A：大和郡山市子ども子育て支援事業計画という資料がございます。こちらには、保育の状況について細かいデータが記載されています。資料の10ページには待機児童数の推移などの記載があります。

この推移をもとに、5年ごとに計画をリニューアルしています。その中で調査をしてどういう風に推移していくかということを知りたいというのを今後の政策に反映させていくというのが計画の主旨となっています。

また、ニーズ調査も実施してどういう意識のもとに保護者の方が考えられているかということも調査の対象で、今回、令和2年から6年までこの事業計画ということで、それを政策に反映したうえで、認定こども園ということの設置ということで政策に反映しています。

また、令和6年度に子ども子育て計画の事業計画を見直すにあたって、この会議でいろいろな議論をしていただいてそういうことも政策に反映できたらと思っています。

令和7年度からの第3期子ども子育て支援事業計画ということでまた皆様のご意見をいただき、今後につなげていきたいと思っています。

Q：では今の会議は令和7年度の完成に向けての大和郡山市の子ども子育ての指針ということでしょうか。

A：はい、そうです。

Q：そして、皆さんがこの状況でそれぞれの分野から、今、保護者の方たちが実生活で悩んでいる事とか希望を委員の皆さんに意見を頂戴しながら、アンケートを取りながら計画を作っていくための委員としておられるのが第一目的ですか。

A：そうですね。その位置づけでご意見を政策に反映させていただくという意味で、この会議の場でご意見をいただき、ご協力いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

Q：自分の子どもはもうおむつが外れたのですが、その時の母親の役割がかなり大変で、今となってはいい思い出となっていますが、先ほどお話にあったように、紙おむつを園で処理していただけるようになったのは良いことだと思います。保育士さんも忙しい中、誰々ちゃんのおむつと確認しなくていいので、保護者にとっても、保育士さんにとっても良いことだと思います。これからも現場の声を反映していただいて、子育てしやすい環境を作っていただくことは、大変にありがたいことではありますが、それによってどこかにしわ寄せがいくことがないよう、お願いします。

A：はい。ありがとうございます。

Q：学童保育の詳しい状況を知りたいです。
(どういうところで、何人くらいで、何時間くらい、どういう様子か)

A：場所としては、学校の空き教室、または学校の敷地内に専用施設を建てています。

敷地外に建てているところも1か所あります。

人数は、1年生から6年生までみなさん希望があれば受け入れています。

基本的には、低学年の児童が多く在籍されています。

大和郡山市では、民設民営の1か所を除き、すべて保護者会運営とさせていただいております。その関係で退所時間や運営方針は多少ばらつきや地域性があります。

それによる課題もあり、その課題の解決を進めていきたいと模索しております。

障害のある児童につきましても運営方針のなかで積極的に受け入れています。受け入れるための加配職員に係る補助金等もございまして、そういった部分を使いながら受け入れというのを進めていただくようお願いしているところですが、支援員さんが運営のなかで苦慮されていたり、対応が難しいというお話もあります。

Q：一昨年の資料になると思います。奈良県に40近い市町村があると思うんですが、全国で住みたい町、奈良でという、1番が、王寺町となっていたと思います。大和郡山市は確か、10何位だったと思います。何が親にとって一番うれしいのか、先ほどから話し合われていると思いますが、教育という部分が大きなウエイトを占めると思います。先ほどのお話で、学童保育等にしっかり取り組みをされているんだなと思って聞かせていただきましたが、大和郡山市として、ほかの市町村と比べて、自慢できるところ、これが一番においてやっているという大きな柱一つだけでいいので教えてください。

A：学童保育所というのは、奈良県内でも公営、民営、民間委託がありまして、大和郡山市では、20年以上、保護者会運営でずっとされてきました。ですので、利用料も違いますし、開所時間も違います、土日開所をしているところ、していないところがあります。

それぞれ工夫されてやっています。例えば、おやつも手作りで作ったり、お昼にカレーを作って子どもたちに提供したり、そういうことをしているところもあれば、イベントを重視してされてところもあります。独自にドジョウすくいをしたりとかそういった特殊なことをされているところもあります。市としてはサポートセンターの設置に向けて務めているんですが、それが仮にできたとしても各学童保育所の独自性を重視しながら学童保育所をしていきたいと考えております。

A：また、「つながりの場づくり緊急支援事業」がありまして、こども食堂が市内9か所にございます。奈良県初ということで、その事業を活用して、困難な子どもたちを行政につなげてもらうということを目的としています。委託ということで、補助金を活用して事業をさせていただいています。こども食堂だけでなく、学習支援やさまざまな工夫を凝らしています。昔の竹馬やコマ、将棋などで子どもたちと接する機会がおじいちゃんたちには生きがいとなり、元気をもらえたという声もありました。本来のこども食堂の意味合いとしては違うものもありますが、こども食堂の活動が活発になっていけば行政として手を差し伸べることができるのではないかと思います。これは県下では郡山独自のものだと思います。

Q：こども食堂9か所、郡山は11地区ある。少ないと思います。どこか抜けているのでは？

A：委託しているのが9か所で、民営、個人でやってくださっているところもあります。

Q：知っています。私はそれでもいいと思うんです。「コロナ禍になって、郡山市はこういう支援してくれてるよ」、「家庭的に、経済的に厳しい状況になっているときにこういう支援をしてくれるのが郡山市だ」、これを一つ大きな柱にされていいと思うんです。郡山市に住んでいてよかったなという。商業施設、学校、いろいろとあると思うんですけど、「成長盛りの子どもたちが困らない状況を郡山市は柱にしています」。そういう市にしてほしいなと思います。厳しいことを言いますけれども、よろしく願いします。

A：できる限り頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

Q：先ほど学童保育所が保護者会運営と伺いました。私のこどもは、いま筒井小学校の校区のこども園でお世話になっているんですけど、住まいは平和小学校の校区内にあります。学童でどんなことをしているか近所に同じこども園に行っている保護者がいないので情報が入ってこないです。そういった情報はどこで知ることができますか。HPなのか、SNSなのか、紙媒体なのか。

A：住所や電話番号はHPに載せています。保護者会運営ですので、個々の広報活動については、その学童に直接お問い合わせいただき、チラシをいただくとか、行事報告書をもらうとかということをしていただく必要があるかと思います。市がやっているのではなく、各学童保育所で運営されているので、いま把握というのがちょっと難しいのですが。

Q：入所の問い合わせは直接、電話したのですが、日々の学童の取り組みというのは、その都度電話で問い合わせないといけないのですか。保護者会運営なので把握しかねるというのはわかるんですけど、そっちで聞いてくださいというのは冷たい感じがするんですけど。もう少し関わってもらえたらと思うんですけど。

Q：今のこの話が市民の意見かなど。今度サポートセンターをするにあたって、各保護者会運営で共通に負担に思っていることをサポートセンターで統括してと、私は受け取っているんですけど、今のような話になった時に、各学童の活動内容の情報発信とかはサポートセンターで検討の余地があるのかなと思うんですけどそのへんの見解を聞かせていただければ…

A：サポートセンターができた折には、ぜひサポートセンターより発信させていただきたいです。ただ、今の現状では、各学童に聞いていただければと思います。

Q：保護者の方に安心していただけるような状況を、市として作っていただいて、今後の課題としてお願いしたいと思います。

A：頑張ります。

乾会長： それでは、報告・説明事項②につきましては、以上で終了します。

3番目「その他」について事務局より説明をお願いします。

上谷課長： 最新の情報について、情報共有させていただきます。

「民法等の一部を改正する法律」が、この12月10日に国会で可決・成立し、16日公布・施行されました。民法、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律について、引き続き体罰等によらない子育てを推進していくという趣旨でございます。

民法におきましては、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うのですが、第822条に、「監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」という旨の規定がございました。しかし「児童虐待の防止を図る観点から、児童虐待を正当化する口実

に利用されているとの指摘」があり、削除されたものでございます。

児童福祉法におきましても、(第33条の2、第47条において)「児童相談所長は、一時保護が行われた児童に対し、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる」という規定がございましたが、同様に、「懲戒」という文言が削除されたものでございます。

児童虐待の防止等に関する法律においても、同様に整備されたものでございます。

改正法では、児童の親権を行う者等は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならないが、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない旨、規定されましたが、「体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があり、その他の著しく監護を怠ること(ネグレクト)や、子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること(心理的虐待)等についても虐待として禁止」されております。

これらは、保護者を罰したり、追い込んだりすることが目的ではなく、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していくことを目的としております。以上、ご報告させていただきます。

《事務局説明》

事務局より3つ説明させていただきます。

○ 一つ目ですが、

お手元にあります冊子「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」についてです。平成27年3月に大和郡山市子ども・子育て支援事業計画を策定し、「安心して子どもを産み育て子ども・大人・社会がともに育つまち」大和郡山を基本理念に子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。子育てを取り巻く環境の変化に伴い、5年ごとに改訂を実施しており、令和2年度から令和6年度までの5か年の第二期「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。次回令和7年度改訂に向けて、この会議において、主に令和6年度に、予定しておりますが「事業計画の見直し」等について諮らせていただき、検討をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 二つ目ですが、要対協児童対策地域協議会の役割と市の実情・取り組みについて、簡単にご説明いたします。

要保護児童対策地域協議会いわゆる「要対協の仕組みと役割について、」及び数字等から見た児童虐待の現状、そして令和3年度の市の取組について説明させていただきます。資料「要保護児童対策地域協議会の役割と市の実情・取組について」に沿ってご説明いたします。

まず、皆さん、虐待の種類には、どんなものがあるかご存じですか?主に4種類に分かれます。

虐待の種類として、身体的・ネグレクト・心理的・性的と分類されており、また、虐待の程度について、重度・中度・軽度・危惧とレベル（重症度）の判断を行っており、重症度により要保護児童、要支援児童、そして、出産後の虐待発生予防のため、出産前からの支援を必要とする妊婦、特定妊婦に分類されます。

最近、認識されるようになってきたいわゆる児童虐待対応ダイヤル189（いちはやく）等に虐待通告があった場合、受理後原則48時間以内に、子供の安全確認を実施しなければならないというルールがあります。

児童虐待は年々増加しており、現在では社会問題として認知されるようになりました。市町村の役割ですが、大きく分けて3つに分類されます。

① 相談支援、②児童虐待の対応、③支援のためのネットワークの構築の3つであります。

（相談支援）

一つ目の相談支援ですが、養育相談や場合によっては、家族関係や子どもの所属機関等の必要な調査を行い、関係機関と連携を取り、支援に繋げるものです。

（児童虐待の対応）

二つ目の児童虐待対応ですが、通告受理後、児（じ）の安全確認については、母子保健・幼保育園こども園等・小中学校といった児の所属機関を通じて、児の様子を確認を行い、虐待の度合いや緊急度に応じて、県中央こども家庭相談センターと連携を取っています。

（支援のためのネットワークの構築）

三つ目、支援の為のネットワークの構築です。

主たる目的は、「情報共有」と「役割分担による支援」です。

ケースとしてよくあるのが、母子家庭の場合で仕事の都合等、祖父母等近隣に支援者が不在で、フォローもなく、適切に食事を与えられないとか、新たなパートナーの出現により児の養育がおろそかになりネグレクトになったりとか、いわゆるステップファミリー、夫婦の一方あるいは双方が子供を連れて再婚したときに誕生する家族で、その後、二人の間で、子を授かった場合、その子をかわいがりあまり、連れ子に対し身体的・ネグレクト等の虐待行為に至るケースがよくあります。

最近では、児童が深夜まで携帯ゲームをして注意しても止めず、「しつけ」と称して、父が児を殴ったりと、児の生活態度が乱れ、昼夜逆転の生活になり不登校になるといった悪循環に陥ってしまう場合があります。

虐待は、いろいろな要因が重なり合って起こる事から、一つの機関で対応するのではなく、児に関わる機関・親に関わる機関など、各機関が、「要対協」として集まることにより、メリットが得られるようにネットワークを活かし活動するものです。

次に、大和郡山市の児童虐待の通告件数について、ご説明致します。資料の「大和郡山市通告者数」の表とグラフに過去3年の大和郡山市の通告についての件数を載せております。

参考ですが、厚生労働省が発表している全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数は、令和元年度約19万3千件、令和2年度は20万5千、令和3年度は、速報値ですが20万7千と過去最多となっています。

奈良県の状況としましては、平成30年度は1,825件と、こちらも増加しており、令和元年度は1,832件、令和2年度は、1761件、令和3年度は、1837件となっております。

対応件数については、過去最多件数だった令和元年度並で、コロナ下において、虐待が潜在化している可能性も念頭におく必要があります。

次に大和郡山市通告の内訳を見ますと、表にありますように、児童虐待相談件数は、(平成30年度は208件)、令和元年度は274件、令和2年度は342件、令和3年度は343件となっております、増加傾向にあります。

虐待の行為別では身体的虐待が48件、性的虐待が8件、ネグレクトが133件、心理的虐待が110件です。昨年の傾向としては、ネグレクトが非常に多い傾向となっています。身体的虐待と違い一見し、わかりづらいこともあり、より注意が必要と思われます。

虐待者年齢では、30才代の母親の虐待が増加傾向にあります。

また、特定妊婦は16名おりました。私どもでは、妊娠届提出の母子手帳発行の際に、保健師が対応し、妊婦とお話する中で、リスクのある妊婦を特定妊婦としてケース化し、出産後、児を、保健センターにおいて、要保護または要支援児童として、見守りをおこなっているところです。

虐待者を見ますと、220件が母親であり、全体の約64%を占めています。母親が精神疾患であるなど精神的な不安定さや、また病気等の要因、核家族のため、支援を受けにくい、あるいは、家族関係が複雑で親族や地域から家族への援助が難しい家庭が多く該当すると思われます。

少しずつ回復しつつあるとは言え、コロナ禍における家庭環境の変化、例えば、パートタイムの休業による経済的な生活不安やストレスによる児童虐待の増加、深刻化しているケースも見受けられました。

次に虐待されているとされる児の年齢は、0才から小学校入園前までの児が133名と約38%を占め、小学生が101名でおよそ30%となっています。また、中学生も増加傾向にあります。

市への相談経路の件数は、県子ども家庭相談センターからの通告に加え、学校や園からの件数が増加しています。

又、他市町村からのケースの移管の中には、DVでの転入もふくまれております。児の所属校園、医療機関からの相談通告もございます。

今後の取り組みについて、児童虐待の未然防止、早期発見のため、引き続き、専門性の向上に努めるとともに、県こども家庭相談センターや学校や警察等の関係機関との連携強化をより一層図っていこうと考えております。

○三つ目ですが、

講演会のご案内です。チラシが同封されておりますが、みなさん、最近少し話題となっているヤングケアラーという言葉をご存じでしょうか？ ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。でもヤングケアラーは、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、学業や友人関係へ影響が出てしまうことがあります。本来社会が守るべき、子供の権利が守られていない可能性があります。このたび、黒光 さおり氏をお招きして「沈黙のヤングケアラー ～その笑顔の内側に～」と題して、講演会を開催いたしますのでよろしくお願い致します。

乾会長：ありがとうございました。事務局より説明のありました内容について、ご質問はございますでしょうか

それでは、以上で報告・説明事項を終了します。その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。もし、会議終了後に気づかれた点があれば、事務局までお知らせいただければ結構ですので、宜しくお願い致します。次回、子ども子育て会議の日程は、3月中を予定しておりますが、日程が決まりましたら、皆様にお知らせいたします。それでは、すべての報告が終了しました。これをもちまして、私の司会を終了させて頂き、事務局にお願いしたいと思います。みなさま、お疲れ様でした。

事務局：

本日は、皆様には、慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。

本日の内容は、後日、市公式ホームページに掲載させていただく予定でございます。なお、次回の子ども子育て会議の日程が決まりましたら、皆様にお知らせいたします。その際は宜しくお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。